

“8月5日スタート”

～住民基本台帳ネットワークシステム～

●平成14年8月以降は…

- ◆各種行政手続の住民票の写しの添付が、不要となります。



※国、県が本人確認情報を利用する際には、法で厳しく制限されています

住民基本台帳は、いままで各市区町村固有のものでしたが、全国すべての市区町村と国、県を通信網「住民基本台帳ネットワークシステム」で結ぶことで電子政府、電子自治体の基礎づくりが進められています。

平成11年の住民基本台帳法の改正により、住民のみなさん一人ひとりに番号【住民票コード】を、お持ちいただくことにより、全国どこの市区町村でもコンピューター処理が容易になり、諸手続きが簡素化されます。

★平成14年8月5日以降、住民票コードを住民のみなさんに通知します。★



●平成15年8月以降は…

- ◆全国どこの市区町村でも住民票の写しの交付が受けられます。
- ◆住民基本台帳カードを持っている方は、転入転出時に窓口に行くのが1回ですみます。

—住民票コードは無作為に抽出された11桁の番号で、請求により変更が可能です。—